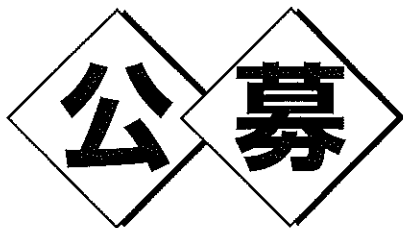
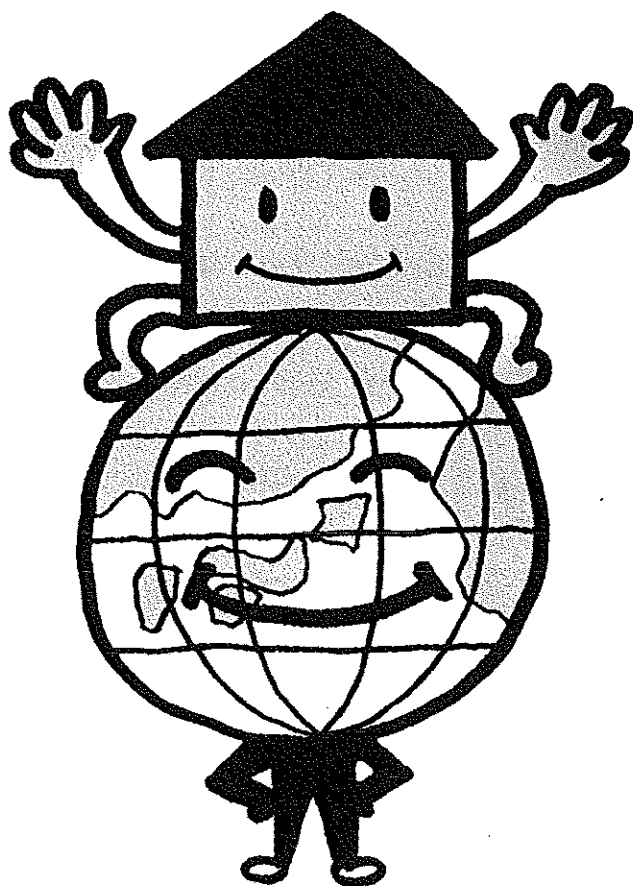


住宅に関連する環境対策の推進をされている団体・法人の活動を支援します。



# 住宅関連環境行動助成事業

(平成20年度)



申込応募期間: 2008年4月1日~5月31日

**社団法人 住宅生産団体連合会**

**構成団体**

- (社)プレハブ建築協会
- (社)日本住宅建設産業協会
- (社)全国中小建築工事業団体連合会
- (社)日本ツーバイフォー建築協会
- (財)住宅生産振興財団
- (社)日本木造住宅産業協会
- (社)リビングアメニティ協会
- (社)全国住宅建設産業協会連合会
- (社)新都市ハウジング協会
- 輸入住宅産業協議会

# 住宅関連環境行動助成事業 公募要領

(社)住宅生産団体連合会は、団体・法人の環境行動を支援し、これらの団体・法人との協力体制のもと、住宅に関連した環境対策を一層積極的に推進していくため、これらの活動に対し助成を行います。

## ◆助成の対象

団体・法人が行う、住宅に関連する環境対策の推進に資する次の4項目の活動。(団体法人には非営利組織NGO・NPO及びグループを含む。)

- ①普及・啓発の活動
- ②調査・研究の活動
- ③ハード・ソフトの技術開発活動
- ④緑化・美化活動

なお、次のような活動は助成の対象となりません。

- ①著しく政治・イデオロギー・宗教・営利などの目的に偏するもの
- ②特定の事業の反対運動を目的としたもの
- ③実質的に完了しているもの
- ④この助成事業に類する事業で、他の助成団体の助成が決定しているもの
- ⑤過去に3回、同一テーマで助成を受けた活動

## ◆助成の概要

### (1) 助成金

1件当たり30～100万円とします。

### (2) 助成の決定

助成の対象 及び 助成金額は、住宅関連環境行動選考委員会にて慎重・厳正に選考のうえ、決定します。

### (3) 環境活動の期間

2008年7月1日(火)から、2009年3月15日(日)までとします。

### (4) 助成実施要領

(社)住宅生産団体連合会(以下「住団連」という。)が別に定める「住宅関連環境行動助成事業実施要領」によります。

## ◆「住宅関連環境行動選考委員会」

### (1) 構成委員

委員長	松尾 陽	東京大学名誉教授
委員	池田富士郎	社団法人日本ツーバイフォー建築協会 専務理事
委員	大久保恭子	株式会社 風 取締役社長
委員	菊田 利春	社団法人プレハブ建築協会 専務理事
委員	小澤紀美子	東京学芸大学名誉教授
委員	小林 重敬	横浜国立大学大学院工学研究院教授
委員	坂本 努	国土交通省住宅局住宅生産課長
委員	福井 秀夫	政策研究大学院大学教授
委員	三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部教授

### (2) 選考基準

選考基準は次の通りとします。

- ①住宅・住環境に関連する環境対策の推進に資することが明らかであること。
- ②効果が高く、かつ、創造性に富む内容であること。
- ③公益性・有益性のあるものであること。
- ④活動計画を実行する際の適切な人材の確保等、遂行能力が充分であること。

## ◆応募手続き

### (1) 申込み用紙の請求

住宅生産団体連合会のホームページ (<http://www.judanren.or.jp/>) にある「住宅関連環境行動助成事業」より所定様式の助成申請書用紙及び助成金使用基準をダウンロードしてください。

### (2) 応募方法

所定様式の助成申請書(No.1～No.3)に必要事項を記入の上、書留でお送りください。

### (3) 応募期間

2008年4月1日(火)～5月31日(土)まで [当日消印有効]

### (4) 応募先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-6 晩翠軒ビル4階  
社団法人 住宅生産団体連合会 助成事業事務局  
TEL 03-3592-6441 FAX 03-3592-6464

### (5) 選考結果の発表

選考の結果は、6月下旬～7月上旬に書面にてご通知いたします。

選考合否に拘らず選考の理由については、一切お答えいたしかねますので予めご了承ください。

助成対象団体になりますと、助成金振込みに、助成事業申請団体者名+代表者名義の 銀行口座が必要になります。選考結果発表から覚書提出までの、日程が立て込んでおりますので、予めご準備いただきますとスムーズに活動が出来ます。

### (6) 申請書類の取扱い

提出いただきました書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

### (7) 助成期間完了後について

住団連は助成期間完了後、助成対象団体の活動報告書を発行、また、ホームページ上にて掲載し、これを公表するものとします。

なお、住団連の構成団体が公表を必要とする場合は、住団連の判断にて取り扱うことができるものとします。今後の助成活動をより良いものとするために「住宅関連環境行動選考委員会」の委員で構成する「評価委員会」にて活動内容の評価を行います。

# 住宅関連環境行動助成事業 実施要領

## 〔総 則〕

### (目的)

1 この要領は、団体・法人が行う住宅に関連する環境対策の推進に資する次の各号の事業(以下「助成事業」という。)に対して、住団連が、助成金を交付する等の助成方法について定める。

- (1)普及・啓発助成事業
- (2)調査・研究助成事業
- (3)ハード・ソフトの技術開発助成事業
- (4)緑化・美化助成事業

### (助成事業の実施期間)

2 2008年7月1日(火)から、2009年3月15日(日)まで。

### (履行義務)

3 助成事業を行う者(以下「助成事業者」という。)は、本助成事業実施要領に基づき誠実にこれを実施しなければならない。

## 〔助成の方法〕

### (助成申請書)

4 助成金の交付を受けようとする者は、助成申請書(以下「申請書」という。)[様式1]を定められた期日までに提出しなければならない。

### (助成金交付の決定通知)

5 (1)住団連は、前項の規定による申請書の提出があったときは、必要に応じて調査等(ヒアリング等)を実施し、又住宅関連環境行動選考委員会において、助成の決定があったときは、住団連より決定通知書または不採用通知書[様式2]を申請者に送付するものとする。

(2)住団連は、助成の決定をするときは、助成事業の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

### (覚書の提出)

6 助成事業者は、前項の規定による助成金交付の決定通知を受け、10日以内に住団連に覚書[様式3]を提出しなければならない。

## 〔助成事業の実施方法〕

### (事故等の届出)

7 助成事業者は、次の各号に該当するときは、遅滞なく住団連に届け出て、その指示を受けなければならない。

- (1)助成事業の実施期間内に完了しないとき
- (2)助成事業の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故・事由が発生したとき
- (3)助成事業が所期の成果を納めることが困難になったとき

(4)助成事業者の代表者・構成員に変更があったとき(事情変更による決定の取消等)

8 住団連は、助成の決定をした場合において、天災地変その他の事情により助成事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき又は助成事業者が助成事業を遂行することができなくなったときは、助成の決定の全部または一部を取消、又は、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうちすでに経過した期間に関わる部分については、この限りではない。

### (変更申請書の提出)

9 7項または8項の理由に基づき変更が生じた場合は、助成事業変更申請書[様式4]を提出しなければならない。

### (状況報告)

10 住団連は必要に応じ助成事業者から助成事業の遂行状況、その他助成金の執行に関し必要な事項について、報告を求めることができる。

### (中間活動報告)

11 助成事業者は、助成事業の進捗に応じ、助成中間活動報告[様式5]を作成し、住団連に提出しなければならない。

### (完了報告)

12 (1)助成事業者は、実施期間終了日までに助成事業を完了させ、助成事業完了報告書[様式6]を作成し、15日以内に住団連に提出しなければならない。

(2)助成事業者は、助成事業の取消の承認を受けた場合には、取消承認日までの活動報告書[様式6]を作成し、15日以内に住団連に提出しなければならない。

## 〔助成金の支払い〕

### (助成金の支払い)

13 助成金は、原則として覚書取り交わし1ヶ月後に50%、中間活動報告書提出後に30%助成事業完了報告書提出後に残額を助成金支払請求書[様式7]により支払うものとする。

### (助成金の変更又は返還)

14 (1)助成事業者は、助成事業の変更に伴い助成金を減額する必要が生じた場合は、その余剰金を返納しなければならない。

(2)助成事業者は、7項または8項に該当し、交付された助成金について余剰金を生じたときは、その余剰金を返納しなければならない。

**(帳簿の整理)**

- 15 (1)助成事業者は、帳簿を備え、助成事業について他の経理と区別して、その収入額及び支出額を記載し、助成金の用途を明確にしておかなければならない。
- (2)助成事業者は、前号の帳簿、その他助成事業の経理に係わる証拠書類を助成事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

**〔雑 則〕**

**(助成の取消)**

- 16 (1)住団連は、助成事業者が助成金を他の用途へ使用した場合、及び、その他助成事業に関して助成の決定の内容またはこれに付した条件に違反したときは、助成の決定の全部または一部を取消することができる。

(2)前号の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の決定があった後においても適用があるものとする。

(3)住団連は、助成事業者が住団連への事前の通知をせずに中間報告書、完了報告書の提出期限を過ぎ、住団連からの提出催告にもかかわらず提出がなされない場合は、助成を取消することができるものとする。

その場合、助成事業者は、それまでに交付された助成金を返納しなければならない。

(4)(3)の規定は覚書〔様式3〕の提出遅延に対しても適用があるものとする。

**(協議)**

- 17 この要領に定めのない事項又は各項について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえこれを決定するものとする。

**■社団法人 住宅生産団体連合会の設立と役割■**

住宅生産関連の団体は構造又は工法別に組織されており、その事業もそれぞれの構造、工法の範囲内に限定されてきましたので、平成4年6月3日、住宅業界全体の活動を行う観点から、住宅産業に係る社会的な要請や業界内部の諸問題に対応し、住宅の質及び住生活の向上に寄与することを目的として、公益法人「社団法人住宅生産団体連合会(略称、住団連)」が設立されました。

我が国は、経済においては世界有数の大国として世界経済に大きな役割を果たすまでになりましたが、国民の願望である豊かな住生活はまだ実現していません。個人にとって、住宅・住環境はゆとりをもたらす大切な生活基盤であり、社会にとっても環境・防災・まちなみ・まちづくりの点で、社会的な資産といえます。

21世紀を迎えて少子高齢化、国際化、情報化がますます進み、様々なライフスタイルにあった住宅への対応も求められております。

日本が世界に誇れる住宅・住環境の国となって、国民の願いである豊かな住生活を実現するために、住団連では、これから目指すべき日本の住宅及び住環境のありようを明らかにしながら、質の高いストックの形成と住環境の充実に向けて、積極的に活動しております。

大局的に住宅業界全般の課題に対処し得る公益法人として、技術関連はもとより、税制や住宅施策への提言、環境、教育、関係法令、安全衛生、その他、住宅に関する幅広い提言活動や調査・研究及び業界内の調整等、種々の方策に取り組んでいます。

**■住宅生産団体連合会の環境活動■**

今日の環境問題の多くは、我々一人一人の生活様式や企業活動に起因している。従って、環境問題への取り組みは、全ての企業(人)活動の基盤にあるべきものである。

1997年7月に「住宅産業の自主的環境行動計画(第1版)」を策定し、1998年6月に第2版、2002年9月に第3版と改訂を重ねながら、住団連の構成団体・企業と一丸となって、本行動計画に基づく具体的活動に取り組んできた。今まさにポスト京都議定書の取り組みの枠組みが議論されるなかで、今後更に深刻化する環境問題に対処するために、住団連としての認識、目標、行動計画に関して内容の更新と再検討を行い、2008年3月「住宅産業の自主的環境行動計画(第4版)」を策定した。

環境問題の重要性を広く社会にPRし、環境行動をより一層推進するため、平成9年度より「住宅関連環境行動助成事業」を実施しています、今回が第12回となります。



社団法人 **住宅生産団体連合会**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目6番6号  
晩翠軒ビル4階  
TEL(03)3592-6441 FAX(03)3592-6464  
ホームページURL:<http://www.judanren.or.jp/>